

# みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

5月1日～7日は憲法週間

## 憲法と人権について 考えてみませんか

5月3日は「憲法記念日」、5月1日から7日までは「憲法週間」です。昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されたことを記念して定められました。

日本国憲法の基本原理の一つに「基本的人権の尊重」があります。憲法11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。

人権は、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

しかしながら、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する差別など、私たちの身近なところでは今なおさまざまな人権問題があります。人権問題は決して他人ごとではありません。誤った知識や思い込みなどから、自分自身が差別する人になる可能性もあるのではないのでしょうか。

憲法週間に、基本的人権の大切さおよびさまざまな人権問題について、ぜひ考えてみてください。

## 新宮町男女共同参画審議会の委員を募集します

新宮町男女共同参画審議会は、新宮町男女共同参画推進条例の規定に基づき、新宮町男女共同参画基本計画、その他の男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議し、意見を述べる機関として設置しています。

町の男女共同参画推進に広く町民の意見を反映させるため、新宮町男女共同参画審議会の委員を、次のとおり公募します。

### 【募集人数】 2人

※委員は公募以外に、識見を有する者、町内関係団体の推薦者など10人以内で組織されます。

### 【応募資格】 男女共同参画社会の促進について理解と熱意があり、次の要件に該当する人

- 応募日現在18歳以上で町内在住の人
- 平日に開催する審議会に出席可能な人
- 国もしくは地方公共団体の議員または町の常勤の職員でない人

### 【任期】

2年間（令和4年7月1日～令和6年6月30日）

### 【活動内容】

新宮町男女共同参画審議会へ出席（年数回）し、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について調査審議するほか、新宮町男女共同参画基本計画に基づき実施する施策の実施状況について意見を述べていただきます（審議会1回につき3,000円の報酬あり）。

### 【申込締切日時】 5月16日（月）午後5時必着

【応募方法】 指定の応募用紙に必要事項を記入し、募集期間内に、持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出

○郵送 〒811-0192

新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

新宮町役場総務課

○FAX 962-2078

○メール [jinken@town.shingu.fukuoka.jp](mailto:jinken@town.shingu.fukuoka.jp)

※応募用紙は、町ホームページおよび役場総務課で配布しています。

### 【選考方法】 提出書類により審査

※面接を行う場合があります。選考結果は文書で応募者全員に通知します。